



Title	資本物化の極限化過程としての現代資本主義
Author(s)	富森, 虔児
Citation	北海道大學 經濟學研究, 25(3), 23-59
Issue Date	1975-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31321
Type	bulletin (article)
File Information	25(3)_P23-59.pdf



[Instructions for use](#)

資本物化の極限化過程としての現代資本主義

富 森 虔 児

はじめに

周知の通り、マルクス経済学における現代資本主義論は、おおむね「国家独占資本主義論」の名のもとに展開されてきている。

しかし、同じ国家独占資本主義論でも、いまでは実に多様な議論がみられるのであり、状況はまさに群雄！割拠の観を呈しているとするのも、あながちいいすぎであるとは考えられない。

たとえば、クルト・ツイジャングによって起され、今井則義氏らによってひきつがれた「理論」に対する批判を軸として生れたものだけでも、一方では管理通貨制の——とりわけ恐慌期における——機能を国家独占資本主義のメルクマールとする大内氏らの議論があれば、他方では、これとは全く別に、「矛盾の総体」とそれへの対応として国家独占資本主義論を立てるべきとする池上淳氏らの議論があるといったぐあいだからである。

しかし、このような、ほんの一瞥の中でも、三様・四様の展開をみせている国家独占資本主義論の状況にもかかわらず、それらの国家独占資本主義論が、なべて一つの共通の暗黙の了解というべきものの上に立ち、そこから、なお脱しきっていないことを感じているのは、一人筆者だけではあるまい。

つまり、どの種の国家独占資本主義論も、ともかく現代資本主義の最大の表象的特質を、国家の経済介入の拡大乃至変化においてとらえ、その裏側として、本来の「経済的土台」に関しては、逆に帝国主義段階以来の実質的意味をもつべき変化を認めないということにおいて、さして異なるところがないと思われるのである。

むしろ、大内力氏の如く、「国家独占資本主義が、そういう厳密ないみにお

いては、資本主義の——段階——重商主義・自由主義・帝国主義にたいする第四の段階でありえないことは自明である。けだし国家独占資本主義においても、支配的資本は金融資本であり、そのかぎりでペヴズネルのいうように『経済的土台』は変化していないからである」(大内力「国家独占資本主義」116頁)と、この点をエクспリシットに明言されるケースは、大内氏と、引用文中にあるペヴズネルの他は少ないといってもよいかもしれない。

しかし、大内氏らとはちがって、国家の経済介入自体を、誤って土台に含めていく議論(ツイシャングー今井理論)にしても、またこのような誤りを別角度から批判しつつ、経済介入の基礎にあるべき矛盾を、もっぱら上部構造的矛盾総体に求めていく見地(池上理論)にしても、やはり明示はないにせよ、本来の「土台」の基本的不変を前提にしている点については、大きな変りがあるとは考えられない。

だが、思えば、以上のような国家独占資本主義論に共通する暗黙のコンセンサスの状況自体が、すでに議論の可能な方向を一定の限定の中に枠づけているともいえる。

なんとすれば、およそ「土台」の変化を基本的に認めない以上、表象にあらわれた国家の経済介入の拡大——それをたんに相対的な量的拡大でみるだけでなく、管理通貨制下の財政金融という質的变化を含めてみる場合も同様——が、どのような規定によって必然化したかを、少なくとも経済構造なり経済的土台から説明する道は、はじめから閉ざされているのであり、おのずから、方向はこのこと自体を土台に含めるか、全般的危機、階級対立等、いずれにせよ多かれ少なかれ政治的な規定条件との関連でとらえていくかに限られざるをえないと思われるからである。

かといって、真に「土台」に基本的変化が確かでないのであれば、このような議論の方向もまた仕方ないことはいうまでもない。また、事実いくばくかの政治的条件が、一面で、反作用的に現代資本主義の諸相に関連していること自体を、筆者としても認めるにやぶさかであるわけではない。

しかし、やや先ばしったといつてよい理論的諸仮説が、無視乃至見落して

きたにも拘らず、一定の土台の変化が、今世紀の資本主義の展開のなかで、毅然として進行してきていることを、われわれは以下にみるような内容で認めないわけにはいかない。

そして、拙見によれば、このような変化を発見し、説明するところこそ現代資本主義論の焦点ともいべき課題があると考えられるのであり、敢えていえば、その種の課題に対する応え方の不十分の故にこそ、従来の国家独占主義論型現代資本主義論の経済学的貧しさがあったとさえいえることができるのである。

しかも、ここでこのような「土台」の変化の発見における従来の議論の失敗が、実は事実の推移を見落したといった純粋に実証的な欠陥のみに基づくとは必ずしもいえず、はるかに理論自体の不備につながっていたと思われることが注目される必要がある。すなわち、かかる理論上の欠陥があればこそ、土台変化にとって本質的な意味をもつ部分が、いやおうなしに見落されることになっていると考えられることが留意されるべきなのである。

いうまでもなく、筆者は、ここであらかじめ先験的に、このようなことを考えていたわけではない。

むしろ、以下拙論で示すような内容で、所謂土台の変化を一応の方向でとらえた限りの一つの結論として、筆者があらためて痛感するに至ったとするのがより正確であろう。なぜならば、以下に示すように、このような土台の変化とは、実は株式会社の、より高次の展開によって生れる資本の物化過程ともいべきものなのであり、それこそ実は株式会社論の従来の理論的不備をうめることなしには把握しえないものであることが、あらためて明らかにされえたからである。

むしろ、後にも示す如く、拙稿の議論にも多くの未解決な問題がのこされている。しかし、筆者としては、いまのところ以下に試みる方向の中にこそ、従来の国家独占資本主義論によっては与えられなかった現代資本主義論に対する新しい光を自分なりに認めていることに変わりない。したがって、また筆者の今後の現代資本主義論全体が、やはりここを出発点とすることにならざ

るをえないことは確認できるのである。

その意味で、若干の課題を未解決にのこしつつも、一応諸賢の建設的な検討にさらすべく、敢えて拙論を、ここに問うことにした次第である。

—

(1) もともと純然たる個人企業からの会社形態の成立史自体が、会社資本の個人(所有)資本からの自立化の過程をあらわす。別言すれば、それは資本の二重化の進展の過程であり、その意味で資本主義私有財産制の枠内での私有財産制それ自体の内容の重要な変質過程であるといえることができる。さらに同じことを別の角度からいえば、この過程は、資本が人間から離れ(したがって人間の側からいえば、資本から疎外され)、物化がますます進展する過程であるともすることができよう。

このような過程は、特に株式会社の成立をまつまでもなく、まず組合企業(Partnership)、合名、合資会社の成立の段階からその前期的萌芽を認めることができる¹⁾。

なぜならば、こうした段階での「資本」の合本でさえも、それが複数の「資本」の合体である限りにおいて、合体のもととなるべき個々の「資本」一つ一つからの一定の自立化は必然であり、具体的には経営上の合意形成において、independentな個人の意志は、一定程度止揚されることにならざるをえないからである。

だが、それにしても、この段階での合本資本の個人資本からの離反自立化には、なお多くの制限があることも、すでに周知の通りといってよいだろう。

組合が、なお組合員のバラバラの経営の上であり、それ自体としての独自の統一性を充分にもちえていないことからくるそこでの「合本資本」の自立化の不完全はいうまでもないとしても、すでに一定の法人格を得、経営上の統一性をもっている合名合資会社とて、この種の制約は、なお大きいことが認められるべきであろう。

すなわち、それらの企業形態に伴う次の点が、この問題との関連で考慮さ

れねばならない。

①何よりも、会社債務に対する出資者の無限責任としての無限責任制の存在自体が、出資者の個人財産の基本的未分化を示している。

②無限責任社員の脱会は、そのまま会社の減資をもたらし、この面でも会社資本は個人出資者と直接に結びつけられている。

③持分の譲渡が、無限責任制のため範囲が限られ、実質的に制約されているのみならず、譲渡が全社員の合意によってのみ可能とされるため、出資者の会社との結合は、なお直接で強いものとならざるをえない。したがってまた、無限責任出資者間の関係も、おのずから共同体的な結合を要求されることになる。

このようにみてくると、冒頭に示した会社資本の自立化、その個人資本からの離反としての社会化は、やはり有限責任下の資本結合としての株式会社の成立をもって一つの画期とするといえる。

すなわち、ここに至ってはじめて会社との結合においても比較的自立した個人資本間の上関係の上に、逆にそれぞれの個人資本から相対的に自立した会社資本の自立的存在が名実ともに明確となると考えられるからである。(実は、株主の責任の有限責任化自体が、直接に、対債権者関係での債務責任主体としての会社主体の明確化を必要とする²⁾)

所謂、法人格の明確化が、このことの法律的表现といってよいが、だからといってこのことは、ここで考えている私募会社の段階での会社資本の自立化が、たんに法的形式にとどまることをあらわすわけではない。

なぜならば、このような私募会社の段階にあっても、それが資本の結合である以上、会社は明らかに複数の株主によって構成されているのであり——このようなもので単一の株主であるのは、個人企業とことなるところなく、会社形態がとられる意味自体が失くなってしまふ——そのために、会社資本の運動(経営)自体において、個々の株主の個人性は、一定程度止揚されることにならざるをえないからである。^{*1}とくにこの場合、株主の中心となり、支配の中心となる個人とて、他の株主との協議合意を常に要求される限り

において、会社は「支配」株主の個人性からも止揚される点に注意が向けられる必要がある^{*3}。

しかし、上の点が初発における会社資本の自立化の把握において肝要であるにも拘らず、株式会社において、はじめて「自立化」が明確となる所以は、やはり株式の譲渡性と、そこからくる資本の二重化の確立にこそ求められるべきであり、上記の点も、これとの関係でとらえなおされる必要がある。

つまり、株式会社において株式の譲渡が他の株主の合意なしに自由になしうることによって、はじめて会社にある現実資本の運動からはなれた株主資本の別途な回収環流が可能とされるからである。

従来より、この点は資本の二重化としてくり返し指摘されてきていることであり、いまさら再説の要もないかもしれない。だが、やはり従来論議は、資本の二重化をそれ自体として株式資本の特質として指摘するにとどまり、会社資本の自立化、資本の社会化、資本の個人所有からの離反、資本の物化のさらなる進展といった私有財産制の重要な内容的変化との関わりで位置づけることは、必ずしも充分であったとはいえない。

もちろん、ここで考えている私募会社的段階では、かかる資本の二重性を保証すべき株式の譲渡も、公募会社の一般化の中で考えられる株式流通の一般的確立を欠く限りにおいて、極めて限られたものにならざるをえないだろう。

しかし、それにしても、出資の有限責任と、譲渡における他の出資者の合意不必要は、この段階で株式の譲渡を飛躍的に容易にしたと考えられ、その意味でここで資本の二重化、会社資本の自立化の画期的前進があったととらえることができよう。

また、これらの点との関りで、次にかかる有限責任—譲渡自由の確立が会社における資本結合を、実ははじめて本来の意味での個人資本の結合としたこと、さればこそ結合の結果としての会社が、はじめてまさに「個人性」の一定の止揚となっていることに注目する必要があるだろう。この点を逆にいえば、無限責任=譲渡不自由の中にある株式会社以前の会社形態では、出資者のつ

よい会社への結びつきのために、出資者間の関係も先にみたようにいきおい共同体的な結合とならざるをえず、したがってそこにははじめから厳密な意味での個人なり個人資本はないのであり、その故にそこでは、個人性の止揚とか、「資本」の社会化ということ自体が厳密ないみではいいえないということである。^{*4}

- *1 資本の運動それ自体が、本来資本家の個人性——とりわけ個人的欲望——の一定の止揚の上になっっていることがマルクス以来指摘されていることは周知の通りである。(マルクス資本論、全集23b 771—772頁)

しかし、ここで論じている個人性の止揚は、そうした原理的レベルでの個人性の止揚のさらに高次の段階のものであるとしなければならぬだろう。反対に、ここでの個人性の止揚は後段にみる株式会社の高次展開とともに生れる個人性の止揚との比較では一段低次のものであるといえよう。

要するに、資本主義の発展自体が、かかる個人性の止揚の発展をあらわすものであり、かかる社会化の資本家的進展の過程なのである。また、その限りで、資本主義もまた生産力の発展による生産の社会化要請に、それ自身の生成展開において、資本家的に対応しているととらえられるべきだろう。したがって、資本主義の段階論としては、このような資本における個人性の止揚の段階とその意義を見極めることが一つのポイントとなってくると考えられる。

- *2 持株多数決の存在も、このような妥協の必要を全く排することにはなりえまい。なぜならば、「支配」株主——仮に単一で過半数持株を保有しても——ととも、有力な従属株主の資本逃避や諸種の抵抗を防ぐ必要はあるのであり、また有力な従属株主ならば、このような消極的抵抗の手段を全くもっていないとはいえないからである。
- *3 筆者は、かつてこの状況を、資本結合の中における対立物の統一性としてとらえ、それがはらむ不安定性を、独占的行動への原点とした。(拙著「帝国主義論の根本問題」ミネルヴァ書房1973年)そこで、詳述した如く、この問題は独占の発生にとって極めて重要な関わりをもっている。しかし、ここではこの関わりを措き、もっぱら会社資本の自立化の展開の問題との関連で考えている。そして、特にこの点は、後述するように同様に会社資本の自立化を論ずる他の論者と筆者の見解を分ける重要な点であることをいいそえておく。
- *4 だからこそ、株式会社以前の会社形態は、むしろ前期的な資本の形態として、本来の「資本」とは、一定程度区別して、とらえられることになるのである。

(2) 以上によって、株式会社こそが会社資本の自立化、資本の社会化にと

って画期的な意味をもっている所以が明らかにされた。

また、株式会社がこのような私有財産制の内容の重要な変化を意味する以上、これがたんに資本主義における例外的な周辺部の企業形態にとどまっていた段階をこえて、生産点に入り、産業における主要な企業形態となった段階が資本主義の段階的發展にとって画期的な意義をもたざるをえないことも、おのずから明らかであるといつてよいだろう。

しかし、すぐれて現代資本主義的な関心にとって、さらに重要なのは、このような画期的意義をもつ株式会社自体が、独占以降の資本主義の発展の中でさらに高次の展開をとげ、そのなかに、また別の新たな画期が認められることである。そこで以下、このような株式会社の、さらにいえば会社資本の自立化のさらなる高次展開とその意義を順次追ってみることにしよう。

まず、私募会社から公募会社への発展と、その意義について考えてみよう。

すでにみたように、私募会社にあっても、会社資本の一定の自立化は名実ともに出てきていた。しかし、なおここでは自立化乃至個人性の止揚という点で大きな限界があるとしなければならないことがいま一度留意されるべきだろう。

すなわち、この段階での会社資本の自立化は、せいぜい会社の債務関係における債務の責任主体としての法人格の確定というにほぼどまり、その限りでのみ会社財産が、有限責任株主の個人財産から区別されるにすぎないものなのである。また、個人性の止揚ということでも、それは結局複数の株主の統一物という限りで、構成する個々の株主の個人性を止揚したものにすぎず、たしかにそのために個々の株主の資本の運動からはなれた会社資本の独自の運動がみられるとはいふものの、なおそれは会社資本が独立の蓄積主体として自立したというほどには至らないものとみななければならない。

ところで、このような私募会社における会社資本の自立化——個人性の止揚——の制約は、私募会社が公募会社に発展することによって大きく打ちやぶられることになる。

何よりも、私募から公募への展開は、実質的に経営に加わらない中小株主

層からのレントナー的資金の会社への吸収を意味し、したがってそれ自体が株式の流通の範囲をひろげるとともに、同時に株式の流通性の一定の確立をその前提とする。なぜならば、株式の一定の流通性を前提としない限り、レントナー的な中小株主の資金を公募によって吸収することは不可能だからである。

したがって、このような状況は先に私募会社でみた株式譲渡の制約をはじめから打ちやぶっているものであり、そこに伴う資本の二重化は一層明確であるとする事ができる。

そればかりでなく、このような状況下での公募は、会社資本の蓄積態様についての一つの重要な変化を意味しており、少なくとも一定の限度内ではあるが、会社資本が株主からはなれた蓄積主体として前面に出てきていることがとらえられる必要がある。

なぜならば、私募会社での蓄積は、基本的に株主の新たな払込みに依存し、その限りで蓄積運動が、個々の株主個人に直接依存しているのに対し、公募会社では公募行為自体が、かかる限定された個人大株主の払込みをはなれて広く社会的遊休資金の社会的蓄積に依存していることを意味しているからである。

しかもこのようなレントナー的な資金の社会的蓄積への依存は、合わせて大株主をも含めた全株主に貸付資本的な形態を擬制することになり、そこから本来私募会社では基本的に全額配当されていた利潤の株主配当に重要な変化をもたらすことにならざるをえない。

というのは、仮に大株主であれ中小株主であれ、株主である限り一株に与えられる権利は、当然形式的には平等でなければならず、レントナー的な株主に利子化した配当が行われるとすれば、同時に大株主への配当も、この場合合同率の利子化した配当でなければならぬからである。むろん、ここで支配力をもつか、もしくは支配に影響を与えるべき大株主は、それがまさに「支配」株主であればこそ、利子化した配当では満足しえない一面をもつ。しかし、上記のように中小株主の吸収された段階では、やはり株主立場において

は、かれらもさしあたりかかる配当に甘んぜざるをえず、「支配」株主=産業資本家としてのかれらが受けるべき他の利潤部分は、おのづから別形態をとらざるをえず、且このような大株主への利潤配分も、さらに、仔細にみればさまざまなバラエティをもつ。たとえば、重役報酬の如きものもその形態の一つとみてよいだろう。また、銀行が大株主である場合は、銀行が創業利得を獲得する形でこのような配分が行われるといえるだろう。さらにこのような利潤部分は、どのような形でも株主に直接に分与されることなく、会社内部に、準備金、剰余金（株式の時価発行の場合の資本剰余金も当然にここに含まれる）として留保され、これを大株主が会社支配を通して支配するという形で、間接的に分与される場合も充分考えられよう。

とくに、この最後の場合は、所謂株式会社の自己金融現象として、かつてより、川合一郎氏³⁾などによって、現代資本主義的な会社資本の自立化を示す典型としてとりあげられているように、それ自体蓄積主体としての会社資本の自立化の一層の前進をあらわすものと考えられ、われわれが次に扱う会社資本の自立化、社会化の最新段階につながるべき重要な意義をもつものである。そうした点の詳論は次節にゆだねるとしても、この段階で少なくとも以上にみたような種々の形での利潤の別途配分が行われる限り、会社資本が、既に株主となった部分からの増資払込によって蓄積を進めていくことはますます困難となること。そして、その結果、会社資本は社会的遊休資金のプールに依存した公募形式に不断に依存していく方向を、ますますとらざるをえなくなり、ここに蓄積は、「支配」株主の個人性から一層はなれ、会社資本の資本家的な社会性が、さらにつよめられることになる点に、さしあたりの注意を喚起しておく必要がある。

また、とくにこの傾向は、公募による増資のくりかえしが、株式の分散をつよめるとともに、支配株主の支配に必要な持株率をひきさげることを通してさらに別面からの促進支持をうけると考えられ、ここに一定限度内ではあれ、蓄積主体にまで至った会社資本——擬制人格としての法人——の自立化が、一段と前進することに留意される必要がある。

ところで、上記のように、公募会社の発展と、それによる所謂社会的遊休資金の株式形態での吸収が、少なくとも会社資本の自立化、社会化の進展という関連でみる限り、私募会社と一段階ことなる内容をもつことが明らかであるにもかかわらず、両者とも資本主義の独占段階における金融資本の存在の企業形態の基底として、さまざまな独占資本主義国に種々のあらわれかたをしていたことについては、少々ふれておく必要がある。

とくに、周知のように、ドイツ金融資本においては（少なくとも鉄鋼業などにおいては）、上にみた社会的遊休資金吸収型の公募会社が一般的にみられたのに対し、イギリス金融資本においては、反対に株式会社の産業への普及過程が、もっぱら私募会社乃至それに近い形でみられたにも拘らず、どちらもそれぞれの独占段階への移行を規定していたことの意義をどのように考え合わせてここに出てくる両者の相違を、どのように考えるべきかについて、若干答えておく必要がある。

詳細はさげ、やや性急のうらみがあるが、結論的にいうとすれば、この問題は、次のように考えておくのが一応妥当のように思われる。

すなわち、少なくとも独占への移行——それは何よりも、資本が競争排除的な安定化行動をその資本運動における原理とするに至る点にみられねばならない——を規定する限りでいえば、両者に基本的な相違はないが、^{*2}にもかかわらず、両形態が独英で対照的にことなることは、少なくとも前者（そのとりわけ独占段階）における資本家的社会化（そのベースとしての会社資本の自立化）が後者のそれよりも一段とすすんでいたことをあらわしているのではないかということである。

とくに、ドイツの法思想においては、イギリスのそれとの比較で明らかに法人格の承認においてより寛容であるとの法学者の指摘⁴⁾はこの関連で、極めて興味深く、この点と合わせて、かかる相違の歴史的源泉の一層の究明を、今後の研究課題の一つとしたい所似である。

*1、銀行の創業利得の獲得は、直接には発行業務によるが、当然、それと同時に銀行

の大株主化が伴われ且ある程度その後も、維持されるとみなければならない。

- *₂ この辺の筆者の論議は、すでに前著（帝国主義論の根本問題）で主張した諸論議と密接に関っている。とくにその第一章及第五章を参照されたい。

(3) 以上二項にわたってわれわれは株式会社が、その形成とともに、会社資本の自立化、社会化という一面を伴っていること、及びこの側面が、私募会社から公募会社への展開のなかで、一層前進するところをみてきた。しかも、こうした自立化、社会化の前進は、この段階ではまだせいぜい種々の独占資本主義の特殊な個性を規定する程度の意味しかもちえないことも一応示された。

実際、この段階での自立化、社会化の進展自体も、角度を変えてみれば、いわば極めて限られた相対性の範囲内にあるといってもよいかもしれない。

まず、公募会社段階における株式の譲渡性の広がりも、私募会社段階からあった資本の二重化を一層確実に且明確にしたものにすぎず、その限りではやはり所詮相対的な相違にすぎないということもできよう。

むしろ、会社資本が自立化した蓄積主体と化するという点は、これに対してたしかに一層重要な変化であるとしなければならないだろう。

しかし、こうした蓄積主体化ということも、やはりこの段階ではすでにことわってきた通り、極めて限られたものであったばかりでなく、その内容も、大株主を中心とした既存の株主の払込への全面依存からはなれ、一般的な社会的遊休資本のプールに依存するようになるということ、いわば消極的な意味でのものにすぎない点が、あらためて留意される必要があるだろう。

事実、そこでの株式会社の蓄積は、なお新旧の株主の購入払込によっているのであり、株主との関連の中にある限りで、事態は少なくとも外形的には重要な変化をとげていない。変化は、せいぜい利潤→配当→増資払込という蓄積における株主との直接的関連が、利潤→重役報酬等←配当で一旦切れた蓄積資金を、あらためて社会的遊休資金を新株主募集という形で吸収するという間接的関連になったということにすぎない。つまり、ここでは蓄積が、支配株主の（かれらで蓄積を全面的に担うという）個人的積極性への依存から消極

的な意味ではなれたにとどまり、会社資本があらたに積極的な主体となったわけではないのである。

このようにみえてくると、やはり先にみたように、利潤が内部留保なり積立金として社内に保たれ、蓄積の一部がこの部分に依存することになる所謂自己金融現象の発生は、会社資本が積極的な蓄積主体に転化しはじめたことをあらわし、実質的な意義は、はるかに大きいとしなければならないだろう。

なんとなれば、もともと擬制された人格にすぎない物的資本としての法人が、ここでは資本主義の運動における核心といえる蓄積運動の主体として前面に出てくるのであり、個人の疎外乃至個人性の止揚の意味は明らかにここで質的に一段飛躍していると考えられるからである。

かくて、自己金融を現代資本主義の一つの基礎としてとりあげ、それがもたらす諸効果を追究しようとすることは極めて重要であり、これらを論じようとした既にある諸論稿の意義は、それなりにあらためて高く評価されるべきことが一層明らかとなろう。

だが、さらに考えをすすめれば、このようにして会社それ自体が積極的に蓄積主体となるということは、何も自己金融現象の発展ということに限定されるものではない。

そればかりでなく、このような会社資本の自立化の積極的展開という点では、自己金融の発展などは、むしろそのはしり乃至萌芽というべきものにすぎないことが知られる必要がある。

このことを逆にいえば、自己金融化はたしかに上にみたような意味で、事態の質的転化をあらわすものとはいえ、なおその転化における限界を、一方でつよくもっているということである。

まず、ここでの社内留保等が如何に蓄積の源泉として重要となろうとも、なおその法的所有権は株主に帰属しており、且その実質的支配は、支配大株主の下にあることが考えられねばならないのである。

むろん、このような蓄積資金が、株主の直接払込によらないために、その運用が支配株主の意向からも、実際上ある程度はなれ、物的資本の現実的担

い手である経営者の判断がより重要な役をはたすに至るといったような意味で、個人所有からの会社の離反は明らかに一面としてつよまってこよう。

とくに、それは、かかる留保のウェイトが上り、反面における過小資本化（会社資本総体に対する払込資本金の過小）がすすむとともに、ますます実質的意味を強めてくることも確実である。

しかし、会社に支配的な個人株主（それが複数であってももちろんかまわない）がいる限り、これら支配株主は経営人事に干渉する等によって、いざという時には蓄積を間接的にコントロールする力を失うものではない。

さらに、自己金融という形で会社の積極的な蓄積主体化は、せいぜい当該会社資本自体の蓄積に関り、系列支配等によって具体的に現象する他資本の蓄積に対する関与をこの限りでなお含んでいないことが留意される必要があろう。

要するに、この段階での個人所有の資本運動面での止揚は、なお相対的なものに止り、決して絶対的なものでないばかりでなく、その及ぶ範囲もなお限られたものにすぎないと考えられるのである。

しかし、社会資本の積極的蓄積主体化の及ぶ範囲の拡大は、実はそれほど困難ではないだろう。

歴史的にみても、このような点を示す、「会社による投資」は、自己金融化に決して遅れることなく出て来ているといえ、この間に局面の特別の変化をみることはむしろ出来ないというべきである。

ただ、この関連で名目的にも所謂法人株主、機関株主といわれるものが出てくることは、物的資本として会社資本の積極的な蓄積主体化を現象面でも目に見えるものとした点でその意義が認められてよいだろう。

ところが、このような法人株主の存在が、だんだん大きくなり、逆にそれが独占資本＝金融資本の支配の中核に位置するようになるとすれば、そこでのことの変化は非常に重大であり、ある意味でそれは一つの革命的变化といえなくもなくなることを強調しておく必要があろう。

すなわち、仮にこうした法人株主の拡大が系列なり、コンサルンなり、

資本提携なりの範囲の拡大を意味するにすぎず、支配株主を上にとどめていけば、どこかで支配の中核にある大会社を支配する個人大株主につきあたるということであれば、まだこの変化は、もともと相対的な個人所有の止揚の一定の相対的拡大ということにとどまる。だが、もしこのような追跡にもかかわらず、どこまでいっても支配の中核というべき個人株主につきあたることなく、結局法人間の持合のようなものしかみられないとすれば、ここでの変化は少なくとも個人所有の止揚という点では絶対的であり、その限りで、まさに「革命」的ともいえるからである。

むしろ、このような段階に至っても、支配関係を基本的に規定するものが、なお私的な法人による私的所有である以上、それがいくら「革命」的であるといっても、そこに資本主義の止揚までもみようとするのは明らかに誤りである。

また、このような事態が、資本家的社会化の一つの革命的展開を含むからといって、そのために、あらゆる面でこれが社会主義にそれだけ近いといえるかどうか極めて疑問のあることもいいそえておかねばならない。

だが、それが少なくとも個人所有の決定的止揚を含んでいる限りで、このような展開が、会社資本の自然な発展のなかで自然発生的に生れうることは容易でないとすべきであろう。その意味でもこの段階での転化は、これまでの会社資本の自立化、社会化の展開に対して質的に段階分けを要するほどの画期であるとされねばならないだろう（実際、ここでは会社資本が積極的に蓄積主体化した以上に、支配の主体と化している）。

また、後段でみる如く、このような事実が、現実にも現代日本や、またややそれに近いものが西独にみられるのだが、まさにそれらの資本主義でこれらの関係が出てくるにも実は帝国主義戦争とそこでの敗北を通しての破局的危機が媒介とならざるをえなかったことにも、このことの一定の「革命」性と画期性があらわれていることを、この段階で付言しておかねばならない。

*1. このような法人株主（機関株主）の問題を考える場合、それがたんなる個人群小株主の投資の間接代位（投資信託等……普通、これが機関株主といわれているの

は周知の通り)である場合とそうでない純粹の法人投資をあらわす場合を区別することは当然重要である。また前者の場合について、それが代位を手段として法人の支配参与を伴う場合とそうでない場合が、さらに区別される必要があろうとくに、この最後のケースは、レントナー的株主の関りという公募会社一般の場合と、会社資本の自立化という点ではさしたる相違がないといえるかもしれない。

しかし、そこでも個人群小株主の関りが、ともかく法人の蔭にかくれ、それによって間接化していることは、会社資本での個人所有の止揚のプロセスでの新たなステップとしてとらえられるべきであろう。またかかる個人株主の遠ざけがあつてこそ、この場合にあつても、会社資本(法人)の支配拡大の手段として容易に利用される条件があること、したがつてこのケースを含めて、会社資本の蓄積面での積極的主体化が一段とおしすすめられる点が把握されねばなるまい。

(4) 以上、要するに近代的株式会社の形成発展は、資本における個人(所有)性の止揚、乃至名実ともに物化した資本としての会社資本の自立化の過程であり、その限りで資本の資本家的社会化の過程であった。

そして、それは前期的会社形態における前期的萌芽的なそれをひきつぎ、①私募会社化—②公募会社化—③自己金融化—④機関株主化—⑤機関株主の支配中核株主化という段階を追つて、ますます高度に発展してきていることが確認された。とくに、このなかで③から⑤への過程が、もともと比較的靜態的な意味での会社資本の自立化を、資本蓄積の主体化というより動態的な意味でのそれに変えてきたという限りで、現代資本主義の問題関心からいえば、とりわけ重視されねばならないことが明らかにされた。

むろん、さきに①②の関わりで、ドイツとイギリスの対照にふれた如く、ここで主に理論的な角度から行つた段階づけが同時に歴史的な順序に、そのまま直接に対応するものでないことに留意される必要はある。

すなわち、實際の歴史過程は、個々の資本主義において、きわめて錯綜しており、ある場合には①から②③をこえて④⑤に直接向うコースがあり、他の場合には③の段階が、かなり早い独占資本主義段階からあらわれるコースがあり、さらには⑤のような形態がここにみた順序を経ず、その國の特殊な後進的國家資本主義時代の國營企業から発展する場合がある(例えば日本の鉄鋼業)など、そのありようは、それぞれの具体的歴史条件に規定されて

さまざまでありうるということが知られる必要がある。だが、それにもかかわらず、ここにみた資本の資本家的社会化の段階的發展は、資本主義の現代資本主義に向っての展開における基本的な方向をあらわすものとして考えられねばなるまい。

そして、現代資本主義の国家独占資本主義化が、国家の経済介入の拡大という上部構造的現象面における変化（それはそれで重要なことを否定するのではない）より、むしろ、こうした資本の所有構造、蓄積構造といった下部構造的基礎における変化によって根底的に規定されていることがあらためて理解されねおされる必要があると考えるのである。

むしろ、先に要約した五つの段階のうち、どの段階からをもって古典的帝国主義の現代資本主義への転化の画期とするかは、容易に断定できず、なお検討を要する課題としなければならぬかもしれない。

とりわけ、ここで③の段階からみられる会社資本の蓄積主体化をもって画期とするか、⑤における個人（所有）性の止揚の「革命」的段階をもって画期とするかは、なお検討を要するだけでなく、これによって典型的な現代資本主義化の過程を先進資本主義国に一樣にみるか、または日本西独などにのみ特殊なものとするかが分れてくるだけに、これは現代資本主義の理論的解明にとって極めて大きな重要性をもっていることを付言しておく必要があるろう。

だが、この点については、実証的検証の不足を含めてなお断定するには不足な点が多く、少なくともこの段階では結論を留保しておかねばならない。

とはいえ、この留保の上にたちながら、さしあたりとくに⑤のような段階までの発展——それはやはりすぐれて日本に典型的——が、まさに現代資本主義的な諸現象を根底的に規定していると思われる所以をやや敷衍して——これも日本の表象を念頭におきながら——最後に若干ふれておくことにしたい。

まず、かかる個人所有性の止揚の上に立つ資本の物化の極限化にもかかわらず、それはあくまで個人性の止揚なのであり決して資本の止揚ではありえ

ないこと、そればかりでなく、ここに至って個人や個人的ファミリーの支配的所有者としての関わりが遮断されることが却って、資本の利潤原理を一層純化すること、したがってまた「わが亡き後に洪水は来れ」(après moi, le déluge) 式の資本の利那的利潤追求が、一層ここで徹底する側面が理解されることである。^{*1*2}

所謂、利潤追求のエキスパートとしての経営者支配は、この種の物的資本支配の局面の必然的現象といえるが、それだけにこれを所謂所有と経営の分離という従来からみられた——多分にイデオロギー的関りをもったといえる——論議の枠内で考える場合には、こうした資本原理の純化の側面が、こぼれる危険性をもっていることに注意を促さないわけにいかない。^{*3}

第二に、資本物化の極限的發展の規定するものとして、上の利潤原理の純化と対照的に利潤形態の方は逆に多様化せざるをえないことを指摘しておくねばならない。

すなわち、個人企業はもとより端緒的な私募会社の株式会社にあっても、利潤はその都度資本所有者＝支配者に帰属し、そこから再度蓄積されるというプロセスが比較的つかみやすい状況にあったのが、公募会社乃至その後の資本物化の一層的發展によってますます支配所有者への利潤の帰属の関係は、さきに少しふれた如く、多様化せざるをえず、そのためにますます不明確になると考えられるのである。今日の日本のように、資本の物化のいわば極限にまで發展した国の大会社等において、このような利潤形態の多様化が具体的にどのようになっているかは、それ自体興味ある課題となり、そのためにはそれなりの実証的追究が不可欠であるが、さしあたりその点をやや推論的にいえば、おそらくそれら大会社では、いまや配当としての分与は極めて低い部分を占め、より以上に銀行資本への金利支払、内部留保の形態をもっていることは確実であり、その上に敢えていえば、重役賞与はもとより、一般労働市場の水準を大きく抜く給与、社内諸施設、不動産取得、交際費等実にさまざまの形態をとり、容易にその全容をつかみえないものになっていることに留意される必要がある。

第三に資本の物化の発展、個人（所有）性の止揚の極限化は、資本が支配所有者個人の拘束をはなれることによって、その利潤原理をより純化するだけでなく、その関りで他資本との結合—融合癒着—においても、利潤目的に即応する限り、個人的拘束からより自由により流動的により開放的になりえていることを認める必要があるだろう。

この点は、すでに周知の如き現代日本の資本集団が、戦前の財閥コンツェルンに対して、はるかに流動的に他系統の集団の属する企業や外国企業との間に提携結合離反をくりかえしているところにその一つの典型的あらわれをみる事ができるし、またそこでの銀行資本との結合の特殊な深さなどもそのあらわれとしてとらえることができよう。

しかし、こうしたまさに資本の資本家的社会化のもっとも典型的なあらわれかたとしては、より以上に大資本集団間の流動的交流を基礎としたそこへの国家の政策の介入の大きさ、きめの細かさ——その点で日本がある意味でもっとも先進的？といえることについても、すでに多くの指摘がある——といった点が考えられるべきだろう。

なんとすれば、少なくとも資本に諸種の個人所有的拘束がある限り、超「個人」的な国家の経済的介入にはやはり多くの阻止要因が働かざるをえないのに対し、ここではそうした阻害要因は、はるかに小さくなっており、かかる介入の役割がいぜんとして間接的補強的なものにとどまるとはいえ、その広がりときめ細かい密度という点では、一つの重要な変化が生れうると考えられるからである。

特に、この点は金融資本の構造不変論に立つ従来为国家独占資本主義論が全く視角の外におき、ために例えばそうした国家独占資本主義の特殊日本的なありかたの意義を、ほとんどつかみえなかったこととの関りで、格別の注意が払われねばならない。

だが、問題は、このような基礎的变化が、国家独占資本主義の特殊的具体的ありかたを規定することに限らず、管理通貨制をテコとする一般的な意味での国家の経済介入自体が、やはりこのような資本の物化社会化の一定の展

開を基礎とせざるをえないこと、その意味では資本の社会化の進展と国家独占資本主義の関連は、やはり特殊日本的なものを越えた一般的な経済学的意義をもつものとして把握される必要があることを強調しておく必要がある。

さて、資本の物化、社会化の進展は、現代資本主義に関する上記のような経済的に重要な諸事象を規定するだけでなく、同時に経済外的なより上部構造的な諸側面についても、基底的な意義をもっているといわなければならない。

たとえば、こうした関連で、資本の社会化が、本来の自由競争的資本主義のイデオロギーであった Individualism をますます破壊し、それとは逆に特定の集団主義をますます現代資本主義的なイデオロギーとして、作り出していることの意義が考えられねばならない。

この点は、個人主義的なイギリスの停滞性や、集団主義的な日本の対照的成長性を規定する関りでも興味もたれ、筆者も先に別稿でふれておいたので（経済評論、1974年5月号）、ここではこれ以上くりかえさない。ただ、この関連で、たとえばわが大企業などでみられる企業一家の体質が、いまでは決して資本主義の後進性をあらわすものでなく——そうした歴史的条件にもつながるとはいえ——実は、はるかに先行的意義をもっていることに、特に注目を喚起しておくことにとどめよう。

なお、このような現代資本主義のイデオロギー的文化的表現としては、他に資本家の平等主義の徹底——身分制の崩壊——、現代資本の人間性圧殺におけるすさまじさ等、ふれるべきものはなお多い。

しかし、こうしたことは、経済学的裏付けによって、それらの論議が、飛躍的に前進しうるということが認められるにも拘らず、なお多くの点が経済学の外に出る問題であるため、ここではその内部に入ることは避け、課題の方向を示すにとどめたい。

だが、いずれにせよ、資本の社会化ということは、以上によってある程度明らかになったように、現代資本主義の経済政治文化のあらゆる面を根底的に規定する核心となっているといえる。その意味で、現代資本主義論が国家

論などよりも、より以上にこうした資本の社会化の問題から出発させられねばならないことは、いまや明確になったとしなければならない。

- *₁ 公害の特殊現代的意義も、ある程度この点との関りで考えることができよう。
 - *₂ 物化、すなわち、人間疎外である以上、物化は、個人を超えた資本の社会化を生む。しかし、それが人間からの離反であればこそ、社会化は人間を媒介したものでなく、まさに純粹に利潤原理にもとづく社会化とならざるをえない。いわば、それは必然に冷酷で、一種の妖怪の如き社会化とならざるをえないといえよう。
 - *₃ 筆者とは若干異った展開とはいえ H. Pross. "Manager und Aktionäre in Deutschland." 1965も、このような方向の議論を戦後西ドイツの事実即して行っている。
- 1) 証券経済講座、東洋経済、1968年、第二巻7頁。
 - 2) 同上、25頁。
 - 3) 川合一郎「株式価格形成の理論」日本評論社、1960年。
 - 4) 鈴木芳徳「株式会社の基礎構造」商経論叢、10—1, 1974。

二

(1) 前章において、筆者は、会社組織がもともとその本来の投資主体である個人株主とは別個に会社資本として自立化する側面をもち、しかもこの会社資本の自立化が、株式会社の展開発展の段階を追ってますます進展すること。とくに、所謂自己金融現象の普及あたりから、この種の会社資本の自立化が、資本自体をして積極的投資主体と化するところまですすみ、さらに現代日本に典型的にみられるような法人資本主義的な——会社それ自体が、ここでは個人を超えて支配の中核になる——段階に至ってその面が画期的に進み、ここに会社資本の自立化、資本の物化社会化が一つの極限にまで至っていることを論じてきた。合わせて筆者は、このような株式会社なりそれを基礎とする「金融資本」の蓄積構造の変質こそが、国家独占資本主義的な諸現象を規定する根底的な意義をもつことを示してきた。

ところで、このような筆者の主張は、むろんたしかに一応の独自性を自覚して出されてきているものとはいえ、従来の論議に全くないものを突然に出してきたわけのものでもないことを、ことわっておく必要がある。

とりわけ、筆者のこのような議論展開が、その出発点において大きな示唆をうけているものとして現代資本主義における自己金融現象と、それとの関連での会社それ自体の意義について、すでに早くから主張してきておられる何人かの論者について、ここでふれておかねばならないだろう。

筆者の知る限り、このような論議の出発点は、先にもふれたことだが、おそらく川合一郎氏（前掲「株式価格形成の理論」）によって与えられ、その後は生川栄治氏、宇野博二氏、鈴木芳徳氏等によってほぼ同じ主張が、それぞれのバラエティをもって継承され、展開されてきている。また、これらの人々と、一応別の流れの中からも、例えば柴垣和夫氏の如く自己金融現象自体の国家独占資本主義的意義を主張しておられるものもある。

だが、これらの論者から筆者はそれぞれに示唆をうけたとはいうものの、筆者としてはなおそれらの先行的論議にいくつかの看過できない疑問点を感じ、その結果、前章で基本的に展開した筆者の主張も、やはりこれらの先行的論議とは一応別個の独自なものとならざるをえなかったのである。

そこで、以下まず川合一郎氏の先駆的主張と、ほぼそれを継承され、それに一つの明快な理論的整理を試みられた鈴木芳徳氏の最近の論稿から、そのポイント部分を紹介し、それらのメリット、デメリットを順次検討することにしよう。

第一に川合氏。氏はまず、アメリカの企業金融についての詳細な実証的研究（この仕事は宇野博二氏によってさらに発展させられている）にもとづき、両大戦以降、株式発行による資金調達、アメリカの大企業において顕著に下落し、代って内部留保と減価償却からなる内部資金が、絶対的にも相対的にも増大している事実をあげ、合わせてこのような自己金融化の原因を説明する基本点として、株主のレントナー化の進展による配当の「利子化」が会社外部および会社内部ですすむにつれて、「中小株主が無機能化して配当性向が切下げられ、利潤の直接的な資本転化」が起らざるをえない点を指摘される。ついで氏は、こうして「自己金融が進むにつれて、（株式資本は……筆者）会社にとっては、社債や借入金とならんで同列に外部資金として分類され」

ることになること、しかも、このような「分類形式」こそ「自己金融時代あるいは『会社それ自体』という新しい所有主体を呈示するにいたった時代にふさわしい財務思考形式である」(前掲書200—201頁)とされるのである。

さらに重ねて、川合氏は、このようにして出てくる自己金融化が、現代資本主義に特長的な過小資本化や株価騰貴、または、新株引受権の剥奪等株主の地位低下、株式の無償発行乃至その逆の発行を伴わない払込等の現象につながるだけでなく、株式による資金調達の意味の低下という事態が発行自体をへらすと同時に、「公開市場での公募にたいして、相対取引的な私募」(231頁)を新たな意味で普及させ、そこから所謂機関投資、法人投資が広がってくることを明らかにされるのである。

しかし、こうした機関投資の意義づけが与えられるにもかかわらず、氏にあっては問題の中心はやはり自己金融であり、しかも自己金融と機関投資をともにもっぱら支配株主の支配力を強化するものとして位置づけられることになる。

すなわち、氏の表現によれば、「配当性向の低下=自己金融……によって支配株主の支配力は強化すると同時に、貯蓄の機関化、機関投資=私募の増大によって内外両面から支配株主の支配力は強化する。自己金融(個人所有→会社所有)機関投資(個人貯蓄→機関貯蓄)はともに私的個人的所有化における貯蓄=投資の「社会化」の姿であるが、このことは必然に、その運用=処分権を少数人のうえに帰せしめることとなり、逆にみれば支配の集中としてあらわれる。私的所有の下における「社会化」の反面は必ず支配の集中である。機関投資に補完された自己金融は、支配株主の支配力を援護し強化する。これは金融資本の新しい姿であろう。生産=投資の「社会化」の進展は、資金の流れの面からみれば、調達ルートの変遷としてあらわれる。また「社会化」の進展による資金ルートの変化からみれば、管制高地の移動、支配力の所在の推移、交替、金融資本の変貌としてあらわれる。そして、……支配力をもっていた投資銀行……の立脚の地盤をほりくずすことになった。」(256頁)

みられる通り、川合氏にあっては、金融資本の蓄積構造の現代における変化をほとんど無視する他の論議とは全くちがって、明らかに「金融資本の変貌」が意識され、その点での現代資本主義論の方向が、「会社それ自体という所有主体の呈示」とか「生産＝投資の『社会化』」という内容で明確に示されている。だが、その場合の変貌の中心は、あくまでも自己金融であり、せいぜいそれに派生するとともにそれを補う機関投資がつけ加えられるにすぎない。しかもかかる機関投資も決して資本の物化として扱われるにも至らず、あくまでも支配株主の支配力の強化を補強するものとしてのみ考えられる。^{*1}そして、以上のような把握の根底に株式流通の拡大、株主のレントナー化の進展ということが基礎的規定的な事実としてすえられることになるのである。

ところで、このような株式流通の拡大の決定的意義を主張する点においては、先にあげた鈴木氏の見解は、^{*2}——他の部分で川合氏との若干の相違を含みながら——一層明快であるといえよう。

すなわち、鈴木氏によれば会社資本の自立化は、形式的実質的の二段階を経て与えられることになる。このうち自立化の形式的達成は、有限責任制をとる株式会社が法的に法人格を与えられ、株主とは別個の債務主体として法的主体性を与えられることによって株式会社形成とともに最初からありながらも所詮形式的なものにすぎないのに対し、経済学的により重要な意義をもつべき自立化の実質的達成こそは、株式の流通によってはじめて与えられるとされるのである。

さらに注目すべきことに、鈴木氏はかかる会社資本の自立化の形式的実質的達成が、同時にれいの大塚氏以来の支配と結合の矛盾の形式的実質的解決に即応するものとされている点であろう。

すなわち、資本の結合としての株式会社に本来的な支配（権争い……筆者）と結合の矛盾が、株式会社法による持株多数決制によって法律的形式的に一旦解決されるにに対し、株式の流通による株式の譲渡による株主の投下資本の回収の可能は、中小株主の無機能化をもたらし、支配株主と中小株主の間の支配と結合の矛盾を実質的に「解消」させるとされるのである。

もちろん、ここで鈴木氏のいう支配と結合の矛盾の株式流通による解消の見地は、やはり大塚氏以来のものであり、且それは川合氏にもまた馬場克三氏などにも明瞭にみられるものであり、鈴木氏に独自のものではない。

いわば、鈴木氏にあっては株式流通、中小株主のレントナー化ということが、ますます明確に一切を分ける界線として、きわめて明快に整理された形で呈示されているといつてよいだろう。

ところで、上記のような川合一郎氏及び鈴木芳徳氏の主張は、たしかに一方で多くの示唆的なものを含んでいることは認められねばならないだろう。

何よりも、会社それ自体が呈示され、会社資本の自立化が積極的に議論されている点は、現代資本主義に向けての資本なり金融資本の変質にとって本質的意義をもつものにふれている限りできわめて重要であり、とくにこの点での川合氏の主張の先駆的意義は、一方で、高く評価されねばならないだろう。

とりわけ、従来帝国主義における産業株式会社普及の意義をほとんど無視していた人々が、当然ながら現代資本主義論においても、もっぱら危機を媒介とする国家の介入を内容とする国家独占資本主義論を展開するにとどまり、他方で帝国主義への資本主義の移行に関して株式会社制による金融資本の成立を一応正しく位置づけた人々も、現代資本主義にかんしては、やはり金融資本の基本的不変の前提に立ち、結局せいぜい管理通貨制の意義を論議に加えること位しかできなかつたこと、そしていずれの場合も諸事象の根底にある資本の変化——下部構造の変化を見落してきていたことにかんがみ、川合氏や鈴木氏の論議の方向は、画期的意義をもっていることは、明らかであり、現代資本主義論の低調を一気につきやぶるべきポイントをついているといつても過言ではないだろう。

また、たしかに会社資本の自立化をあらわす事態としては、ことの一面にすぎないとはいえ、自己金融化の意義をこの関連でとりあげられたことも、理論的にも、また事実の面からみても、決して的はずれではなく、実際現代資本主義に関する論議を、それなりに前進させる役割をはたしてきているこ

とを認めることができよう。

また、自己金融化が株式の流通の拡大による株主の一層のレントナー化の進展に関っていることも、その限りで決してまちがっているわけでもない。

さらに、後段でふれる生川栄治氏や柴垣和夫氏らの見解と比較していえば、川合氏らが自己金融化と現代資本主義の関わりを明示しておられるにもかかわらず、決してこれを国家独占資本主義から自己金融（上部から下部へ）という顛倒した形でとらえておらず、あくまでも経済自体の論理の中に自己金融化の必然性をみようとされている点は、従来の国家独占資本主義論の致命的欠陥を克服する意味からいってもきわめて重要であり、筆者としてはこれもまた高く評価しておきたい。

しかし、以上のようないくつかの重要な先駆的意義が、川合氏らの議論に認められるにもかかわらず、惜しむべきことにはそれらがなお多くの不完全な点をもち、ために現代資本主義論の決定的飛躍が、果しおえられないであることを指摘しなければならないことである。しかも、重要なことは以下にみるように、これらの欠陥が、氏らの論議の基礎にある株式会社論の欠陥から一つは出てきていると考えられる点である。

第一に、氏らの論議の最大のメリットであるべき会社それ自体論が、もっぱら株式流通による株主のレントナー化によって出てくるように、きわめて一面化されてとりあげられている点である。

特に、この関連で、会社資本の自立化が株式会社とともに本来的なものであることが氏らにおいて全く見落されていることをあげておかねばなるまい。むろん、先にみた如く、少なくとも鈴木氏にあっては、株式会社資本の形式的自立化はふれられている。

しかし、株式会社とともに本来的な会社資本の自立化は、前章でみたように決して法律的な形式にとどまるものではなく、それなりに実質のあるものであることが認められねばならない。すなわち、株式会社とはもともと諸資本の結合なのであり、当然にそれは諸資本として複数の支配株主間の対抗関係をはらむ対立物の統一性なのである。したがって、株式会社は、はじめか

らA資本家、B資本家らの何らかの合意の上に運営されねばならず、その限りではそれは決してA資本でもなく、B資本でもない新たな自立的な存在たらざるをえないのであり、それは会社が、たんに法律的に独自の債務主体となったということ以上に、明らかな実質性をもったものとされねばならないのである。すでにみた如く、川合氏や鈴木氏らもここでふれている支配者間の対抗関係自体は、大塚久雄氏にならって認めておられる。しかし、惜しむべきことに、これもある意味で大塚氏にならって、矛盾は、株式の流通によって解消されてしまうことになった。そして、その矛盾の解消があればこそ、株式会社とともに本来的にある会社資本の自立化は認められなくなり、結局、株式流通の拡大の一層の進展のなかでの自己金融化ということのために、自立化の問題を一切あづけていくという方向にならざるをえなかった。

また、こうして支配株主間の対抗関係が、見捨てられた結果、支配株主は単一の統一的なものとしてのみ扱われつづけることとなった。だからこそ川合氏にあっては、「会社それ自体 (= 支配株主)」という表現に典型的にみられる如く、会社それ自体があくまでも支配株主と分離されることなく、⁴ ほぼ等置されることとなり、そこからの論理的必然として会社それ自体の具体化としての自己金融や機関投資の問題も、もっぱら支配の集中の側面でのみとらえられることになったのである。このことは、考えてみれば自己金融による会社それ自体も氏にあってはその表現にふさわしい実質を欠いたものになっているとしなければならない。実際、自己金融が会社それ自体=会社資本の自立化の発展の一つの新たなステップたりうるのは、それが直ちに支配株主の支配の強化のみあらわすとはいいきれず、実はあらかじめ会社資本の自立化が複数の対抗する支配株主の止揚の上であってこそ、はじめてそれが会社資本の自立化自体に物的保障を与え、これを強化するのであることが理解されねばならないのである。つまり、この点からみて、川合氏の把握では自己金融による会社それ自体論も、やはりきわめて不完全なものになっているといわざるをえないのである。また、上のような会社資本自立化の本質性の把握の失敗は、その当然の結果として、個人支配株主の止揚の上に立つ会社

(=法人)が、さらに金融資本の支配の中核を占めることによって個人性の止揚が決定的にすすむ法人資本主義的ありかたが、会社それ自体の展開のなかで展望される道が、閉ざされることにもつながるとしなければなるまい。事実、こうして川合氏にあっては現代日本にみられる法人株主を支配の中核とする構造の現代資本主義としての特殊的先行性がとらえられなくなり、むしろこの点では立ち遅れているアメリカの自己金融化が、実証的にも理論的にもつねに中心となっていくことになったことが注目されねばならない。

ただ、この点に関する限りでいえば、鈴木(芳)氏の場合は、議論の発展の方向は、やや対照的にことなることにふたたび注意を喚起しておかねばならないだろう。

なぜならば、鈴木氏の場合は、同じように矛盾の解消の見地がありながら、川合氏とちがって、所有と経営の分離や資本の物化の方向が、一応打ち出されたために、後段に注記するように、(本節後記*2をみよ)今度は支配株主の存在が、議論の実質において却って無視されることになったからである。しかし、この方向からは、ともかく株式の所有関係が支配権を決めるという基本枠の中で擬制人格としての法人が、個人の代って支配の中核を占め、そこに独特の法人資本主義への道がひらかれることは、却って一層見落されざるをえず、氏の所有と経営の全き分離論自体が問題をはらむことに加えて、川合氏と同じく現代日本のこの面での特殊な意義が見すごされることになることについては変りないことを指摘しておかねばなるまい。

加うるに、対立物の統一性としての会社資本をみず、その結果、本来的な会社資本の自立化をみない両氏の見地は、以上にみた自己金融に前後する二点にとどまらず、さらに他の関連も含めて総じて会社資本自立化の段階的展開を追えない欠陥につながっていることをさらに強調しておく必要がある。

なぜならば、一たん会社資本の本来的な自立化が、おさえられれば、仮に株式の流通があっても、これがただちに配当性向の低下を媒介として、自己金融の可能性をひらくに至らない場合でも、株式の流通自体が固定的な支配株

主の出資にのみ依存しない蓄積を許すという限りで、会社資本の自立化の一つの進展段階となりうるにもかかわらず、両氏の見地からは、その種の段階もまた見おとされることにならざるをえず、したがって上述の点と合わせて、氏らにあっては会社資本の自立化が、株式会社形成——株式流通——自己金融——機関投資——法人支配という段階を追ってそれぞれにより高次の段階にすすんでいくことが無視され、もっぱら自己金融（機関投資）にのみこの問題が一面化されていると考えざるをえないからである。

しかも、このような自立化—物化の段階的発展が把握されないことと結びついて、株式流通即ち自己金融化+機関投資という短絡された見地をとったことによって、結局のところそうした自立化が、世紀交替期段階と两大戦以降の現代資本主義段階で、どちらがどちらがうかが——自己金融の量的相違以外には——両氏においては明らかとならず、ためにかんじんの現代資本主義論上のこの問題の意義が、きわめてはっきりしないままあいまいなものにならざるをえなかったことも注目される必要がある。

ところで、ここでいえば問題の分れ道となる支配株主間の対抗関係の把握と、それを基礎として会社資本を対立物の統一性としておさえる見地は、先にふれた如く、もともと筆者が旧著（「帝國主義論の根本問題」）で示したように、金融資本が個人企業とことなると、特殊に外側へ安定化を求め、ために独占的行動に向う出発点となるものであり、その意味で独占の必然性にもつながる本質的意義をもつものであった。

しかもここで、このことが同時に会社資本の自立化にとっても出発点となるべきものであることが明らかとなった。したがって、ここに株式会社を相対的自律性をもった諸資本の対抗の統一としてみることの意義が、ますます重要となったことが知られる。

しかも、さらにいえば、このような見地こそが、旧著でも筆者がのべた如く、従来の株式会社論では致命的に欠落していたのである。そしてまた、それこそ従来の株式会社論が、おおむねヒルアフェディングのそれに基き、株式会社の機能を、もっぱら資金の集中と、そしてせいぜい支配の集中という二

面でのみしか考えず、資本の集中というもっとも基本的な機能が見落されたことにもとづいていたと考えることができるのである。

かくて、その限りでいえば、川合氏や鈴木氏の限界もやはりこうした従来のヒルファディング流株式会社論の限界からきているといてよいかもされない。したがって、やはり真に打ちやぶられねばならないのは、このようなはなはだ問題の多い古典?の議論の権威の重圧ということになりそうである。

*1 川合氏には「会社それ自体」化、投資の「社会化」という表現の他に、「生産過程の『計画性』の進展」(前掲書9頁)といった表現もある。しかし、いずれも資本が人間(の所有)から離れるという意味での資本の物化という内容は充分にこめられているとはいいがたい。

*2 なお、鈴木氏にあっては、他に川合氏において必ずしも明確といえなかった会社資本の自立化に伴う資本の物化の進展という見地が若干出されていることも両者の相違点として一応指摘しておかねばならないだろう。

すなわち、鈴木氏にあっては資本の物化の実質的内容が、例えば「人格的な支配と責任は、一切舞台のうしろから消えうせた」(鈴木、前掲論文)といった表現の中にむしろ積極的に明されているからである。

だが、この点があるだけに鈴木氏の議論には別種の矛盾点が出てくることが留意されるべきだろう。すなわち、鈴木氏の如く、会社資本の自立化による所有と経営の分離という形で資本の物化をいうとすれば、中小株主との間の支配と結合の矛盾からまぬがれた大株主の支配、及びそこにおける所有と経営の結合は、おのずから視界の外に消えることになるからである。また、この点は、株式資本の貨幣資本化の全面性を一方でいうことによつて、支配株主の存在を無視しながら別途に全き貨幣資本たらざる支配大株主を無媒介に導入した。ヒルファディングの矛盾と同様であることが注目される必要があろう。なお、鈴木氏の主張は氏の前著(「信用制度と株式会社」新評論、1974年)において、ほぼ同様の主旨はすでに出されており、それらについての筆者の見解もほぼここでべているものと同主旨のものであるが、すでに別稿で示しておいた。(拙稿「株式資本とその高次展開」経済学研究24の3 1974年)

*3 このことを、強調するからといって株式流通の拡大による株主レントナー化の進展自体を否定するわけでないことはいうまでもない。要は、レントナー化した多数の中小株主にかまされながらもなお少数の支配者間(それはそれで支配力に段階的差をもつ)に対抗関係がのこらざるをえない点をとらえることにつきる。

*4 もちろん、支配株主から分離した会社資本の自立化も、A、B、C……の対抗を止揚した対立物の統一性という相対性におけるものであることを再確認しておく

必要がある。

(2) 以上の検討から明らかなように、会社資本の自立化—物化は株式会社の形成とともに本来的なものであると同時に、それ自体段階的の発展をとげてきているものとしてとらえられねばならない。そして、自己金融化は、あくまでもそうした展開の中の一つの側面、一つのステップとして理解されねばならない。このことをいいかえれば、事態の本質は、あくまでも会社資本の自立化—物化の進展なのであり、自己金融化は、株主の地位低下を伴いつつ生まれるかかかかる物化の一現象と考えられねばならない。

ところで、事態の本質としての会社資本の自立化—物化が正しく理解されれば、現代資本主義にとっての本質的な問題が、いわば外部資金か内部資金かという比較での後者のウェイト増大などということでもわりきられるべきでないことも、おのずから明らかとなる。

その意味で、例えば現代日本の大企業が、一方で自己金融の拡大を含みながらも、多くの借入金に依存する蓄積様式をとっていることも川合氏が苦しまれたように（川合「株式価格形成の理論」310頁）、何ら典型性に反する特殊なものをもっているわけでないことが知られる。

敢えていえば、むしろこのことは、これも先に多少ふれた如く、資本の物化が特殊にすすんだ日本にあっては、利潤原理にもとづく非人格的社会化が、より徹底して進んでいけばこそ、（これも法人の支配する銀行を経て入ってくる）他人資本の無制限な導入に対する抵抗が却って少ないことをあらわしているときえいってもいいすぎではあるまい。^{*1}

ところで、このような意味で、事態の本質が正しくつかまれていないために、外部資金対内部資金の対置にとりわけ拘泥し、もっぱら前者に対する後者の優越ということを一面的に強調する謬論におちいったものとしては、われわれは川合氏以上にこの点で典型的な柴垣和夫氏の議論にふれておかねばならないだろう。

なぜならば、柴垣氏こそ、一方で株式会社の基本的機能をもっぱら外部資

金の動員という点に認めつつ、他方で現代資本主義における自己金融化自体については、一応正当な事実評価を行われたからである。いいかえれば、氏こそ事実としての自己金融が理論的には、株式会社の本来の機能に反するものとおさえられたのである。

つまり、氏の表現によれば、まず「第一に、株式会社の個人企業に対するメリットが現実資本を擬制資本化する機構によって内部蓄積の限界をこえた外部資金を動員しうる点にあるとすれば、そこでの自己金融は、それ自体株式会社としての成長力の自己否定を意味するものにはかならない」(柴垣和夫「自己金融と株式会社」証券経済月報、1964、4月、24頁。)ということになるのである。

当然、このように把握した上で事実としての自己金融を認めるとすれば、それは何らかの自己否定的な力の働きを別に考えることによってしか解消されない矛盾となる。そして、実際氏はこのような力を国家独占資本主義下の資本の「慢性的過剰」と、それを「海外投資によって処理する機構」の欠如による国家独占資本主義の特殊な「停滞均衡」なるものに求められ、ここから「以上のようなメカニズムのなかにおいて、自己金融は本来株式会社の蓄積方法としてはネガティブなものであるにもかかわらず、現代資本主義の要請にこたえるものとして積極的に評価されることになるのである」(同上25頁)と結論づけられることとなったのである。

みられる通り、氏の議論は、もっとも素朴な外部資金と内部資金の対置論であり、その底にある株式会社論も、きわめて単純な資金動員論にすぎないといえる。そして、その限りで氏の議論は、卒直にいてこの問題に関していえば、もっとも初歩的なものであり、この種の単純な理論的基盤からは国家独占資本主義の停滞均衡というそれ自体何ら理論的根拠の明らかにされないものに依存しえなくなるのは、いわば当然のことであるといってもいいすぎではない。

ところで、上のような柴垣氏の議論と、比較的類似する議論として、他に生川栄治氏の議論も考えられる。しかし、生川氏の場合は、たしかに自己金

融を国家独占資本主義の規定をうけるものとしておさえる点では柴垣氏と共通するとはいえ、かといって自己金融を単純に株式会社の基本機能に反するものとして対置するような見地はなく、この点で両者の見解の相違をおさえておく必要があると考えられるのである。

すなわち、かんたんにいえば、生川氏にはそれなりにきわめて不十分なながらも、川合氏と共通する「会社自身の所有」論があるのであり、その結果、やや不明瞭な表現であるとはいえ、ともかく自己金融を「資本集中性格の内的拡大深化である」(生川栄治「株式会社における自己金融の性格」経営研究, 69, 1963)として、それを資金集中と全く対置するものとしては考えておられないことが明らかであるからである。

しかし、このような相違にもかかわらず、生川氏もまた自己金融が、株式会社から出てくる内在的根拠をとらえられず、これを、もっぱら外的な国家独占資本主義、就中管理通貨制による国家の支持ということによって説明しようとしたのであり、その限りで少くとも柴垣氏と同一の方向の議論をされたことはいなめないといわねばならない。

もとより、冒頭に示した通り、われわれとてもすでにくりかえして議論されてきている国家独占資本主義の諸現象を否定するものではない。したがってまた生川氏のいうような意味で、国家の支持の役割が、上部構造から下部構造への反作用を具体的に示すものとして働いている可能性を全く否定しようとするものではない。

しかし、すでにのべてきているように、実はこうした上下関係の中にあつて、もっとも本質的な意味をもつものは、株式会社の展開がもたらす資本の物化過程という下部構造上の変質こそが、上部構造的な現象である国家独占資本主義をも規定するという側面なのである。そして、その点の発見こそ、より正しい株式会社の理論によってこそ、はじめて可能とされるものなのである。かくて、柴垣氏が、もっとも単純素朴なヒルファディング流株式会社論に立たれたのに対し、生川氏がややその点上まわるとはいえ、いずれにせよ両氏が、このような理論的基盤の積極的な確立を欠いたために、国家独

占資本主義の規定をうけた自己金融というきわめて顛倒した議論におち入らざるをえなかった^{*2}所以も、いまや明らかであるとしなければならない。

*1. むろん借入金導入はこの他そこでの「高成長」条件や税制との関連もあることはいうまでもない。

*2. 上記の生川、柴垣両氏の議論に対しては、すでに中村通義氏の批判がある（中村通義「株式会社論」1969、117—143頁）

氏の生川、柴垣批判に筆者として共鳴するところも少なくないが、とりわけ氏がアメリカにおける自己金融化の傾向（それは、何も30年代以降のものとしなければならない理由は少くとも筆者にはない）にやや否定的な評価を下しておられる点には若干の異論のあることを申しそえておかねばならない。

なぜならば、下表によって判断する限り、特殊な不況期である30年代をのぞいて、アメリカ企業の自己金融化は、まず第一次大戦前及其の時期、そして第二次大戦期及び以降と、それぞれに段階を追って拡大してきていることが明らかであるからである。

また、上記の内部資金の固定資本粗投資に対する比率も、第一次大戦以前は、100%以下であったのに対し、第一次大戦以後は、30年代を除いて100%を大きく超えていることも指摘しておかねばならない。なお、筆者と同様にこの間の自己金融化の事実を評価するものは、川合氏をはじめとして少なくないが、さしあたり宇野博二「株式会社の財務政策」(証券経済講座、1969、第3章第3章)が詳しいことをつけ加えておきたい。

む す び

以上、本稿において、筆者はまず国家独占資本主義論として展開されてきている従来の現代資本主義論の欠陥から問題を起し、現代資本主義化の究極的基礎としての資本の物化過程を、株式会社形態の展開に即してあとづけ、且この点で従来の諸説との相違点も示した。

しかし、当然ながらこれだけの論議によっても、なお未解決な点の少なくないことは、はじめにもことわった通りである。

第一に、筆者は現代資本主義化の道が、株式会社の形成とともにすでに内在的に与えられていたこと——だからこそ現代資本主義化がありえた——を強調してきたが、そこでの内的なものが、外在化し展開していくには、なおいくつかの媒介があらねばならぬと考えながら、そうした媒介因については、

アメリカ鉱工業における内部金融 1900—1953 単位億ドル

年	留保総利益 (1)	減価償却 (2)	計 (1)+(2)	年	留保総利益 (1)	減価償却 (2)	計 (1)+(2)
1900	3.5	2.2	5.7	1927	1.7	22.8	24.5
1901	4.0	2.3	6.3	1928	7.9	23.4	31.3
1902	5.9	2.6	8.5	1929	10.5	24.9	35.4
1903	5.4	2.8	8.2	1930	-20.4	24.3	3.9
1904	2.5	3.1	5.6	1931	-32.0	21.5	-10.5
1905	3.7	3.3	7.0	1932	-32.5	19.6	-12.9
1906	5.4	3.6	9.0	1933	-11.9	19.0	7.1
1907	5.0	3.9	8.9	1934	-6.9	17.9	11.0
1908	2.6	4.3	6.9	1935	-2.8	17.8	15.0
1909	5.3	4.7	10.0	1936	0.2	18.8	19.0
1910	5.7	5.1	10.7	1937	-0.2	20.4	20.0
1911	3.7	5.5	9.2	1938	-6.3	19.6	13.3
1912	5.9	6.0	11.9	1939	6.1	20.0	26.1
1913	5.1	6.5	11.6	1940	12.2	21.4	33.9
1914	3.4	6.7	10.1	1941	25.7	23.9	49.6
1915	10.5	7.1	17.6	1942	28.5	27.6	56.6
1916	29.1	10.9	40.0	1943	33.9	31.1	65.0
1917	31.9	13.2	45.1	1944	26.0	33.8	59.8
1918	12.1	16.7	28.8	1945	12.8	39.3	52.1
1919	26.1	14.6	40.7	1946	36.3	28.5	64.8
1920	10.3	16.8	27.1	1947	63.6	37.1	100.7
1921	-22.1	16.3	-5.8	1948	69.3	46.9	116.2
1922	8.7	18.6	27.3	1949	39.0	48.6	87.6
1923	11.2	20.4	31.6	1950	71.2	54.1	125.3
1924	4.7	20.1	24.8	1951	49.4	63.7	113.1
1925	12.9	20.7	33.4	1952	30.8	71.5	102.3
1926	10.0	22.7	32.7	1953	31.4	82.5	113.9

出所 Creamer, Dobrovolsky and Robenstein. Capital in Manufacturing and Mining 1960

ほとんどふれず、もっぱら事実としてあったものを念頭におきつつ、それらの本質を理論的に論ずるにとどまった。

この点から、拙論ではなお肝腎の資本の物化過程の必然性が、充分説得的なものとなっていないというそしりをまぬがれぬかもしれない。

しかし、かといってこの点で筆者として何の方向も、もっていないわけではない。

おそらくは、今世紀における生産力の発展が、やはりかかる資本物化過程の根底にあるだろうこと、また貨幣信用制度の変貌——資本市場の発展、「管理」通貨制等（後者については、それ自体が資本の物化過程によって基本的に規定されているというのが筆者の主張の一つのポイントであることはすでに示した通りではあるが）が、こうした過程に直接に、また反作用的に関っているだろうこと、そして、さらにおそらくは、両大戦を経てあらわれた資本主義の危機的諸現象が、かかる資本物化過程のある段階での推転には、とりわけ大きな意味をもっているだろうこと、等が、さしあたり筆者の頭の中にあり、その一部については、すでに若干ながら本稿及別稿（前掲「株式資本の高次展開」）でふれてきているからである。

とはいえ、いずれにしてもかかる諸点の一層の追究が、筆者にとっては今後の大きな課題となっていることは明らかであろう。

第二に、筆者は、資本の物化過程を、本稿で、五段階に分けて明らかにし、とくに自己金融化から以後の段階を現代資本主義化にとって重要であることを一応示唆しておいたが、一方では筆者としても断定的な結論を、この点で下すには、なお躊躇があるのであり、この辺の一層の検討と明確化が、今後の課題となることも認めておかねばならない。

さらにまた、現代資本主義には、それに特長的な諸事象が多面にわたってあらわれているのであり、そうした現象的な特徴のうち、どのようなものが、ここで論じた資本物化という本質にかかわる必然的な重みをもち、どの部分が過渡的偶然性として扱われるべきかといった点も、ごく一部をのぞいて今後の検討にゆだねられているといえよう。

ただ、この点で一言いえば、かかる諸事象の必然性の究明は、インフレーションの如く普遍的なものは別として、さしあたり資本の物化過程の各国別の個性的な発現に即して、むしろ各国別の特殊性に応じて検討していったほうがよさそうである。

筆者自身は、かかる個別的研究として本稿を理論的準備としつつ、一つには現代日本資本主義の再検討をとりあげてみたいと考えている。

だが、当然ながら、この点だけでなく、ここに示した諸課題全体に関して、すでにいくつかのすぐれた研究も生れつつあることであり、筆者もまたそうした研究の発展に負いつつ、のこされた課題全体の解明につとめたいと考える次第である。

- * このこと自体が、一面では、資本物化過程の規定をうけた国家独占資本主義化の一つの現象であることはいうまでもない。

しかし、いわゆる金本位制の崩壊過程と「管理」通貨制への移行には、世界市場の展開におけるそれ自体に独自のプロセスのあることも認められねばならない。ただそれらの点について、ここで十分に論ずることのできないことをことわっておかねばならない。